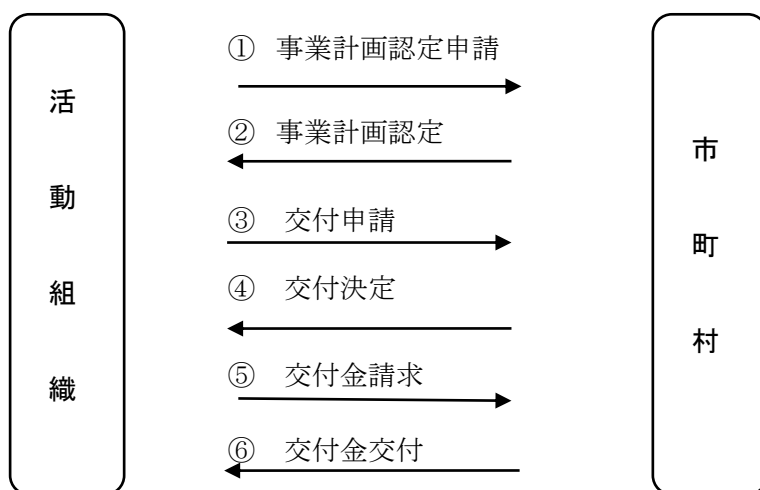




1 多面的機能支払制度の変更点について

- (1) 平成27年4月1日から法律に基づく継続的な制度となり、**事業計画の認定及び交付金の交付事務は、地域協議会から市町村へ**移行します。
- (2) 平成26年度から多面的機能支払交付金に取り組んでいる組織でも、事業計画を市町村に申請し認定を受ける必要があります。
- (3) 交付金は以下の手順で交付されます。
なお、①事業計画認定申請から⑥交付金交付に要する期間は、市町村によって異なりますので、担当課に確認をしてください。



- (4) 「農地維持」及び「資源向上（共同活動）」は、満額交付予定。「資源向上（長寿命化）」は当面5割交付予定。これは、国の予算が厳しく長寿命化で調整されるためです。

事業計画の認定申請に係る様式：協議会のホームページから
交付金の交付に係る様式：市町村の担当課から

2 農地維持支払交付金事業メニューの追加について

畑・草地でも活用しやすい、①農道の維持管理及び大雪によるハウス倒壊等防止のための「**除雪や融雪材散布**」、②耕作放棄地の発生防止に向け、遊休化が懸念される農用地の表面排水及び地下浸透促進の「**溝きり、心土破碎、石れき処理**」、③鳥獣の餌となる農作物残さの除去や捕獲などの「**鳥獣被害防止活動**」が追加となりました。

3 皆さん気を付けましょう

(1) 安全管理について

新年度に入り各活動組織において、多面的機能支払の活動が始まっているものと思います。活動作業に集中すると辺りへの注意が薄れ、事故が発生する場合がありますので、作業時には**監視人を置くなど安全管理に配慮**をしてください。

なお、万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村の担当者に報告をお願いいたします。

＜情報提供＞ 保険として、JA 共済や共栄火災（少人数でも可）等もあります。

(2) 総会等の開催結果の周知について

総会等を開催した際は、決定事項等をすべての構成員に周知する必要がありますので、**欠席者に対し資料の配布や回覧**を行ってください。

4 農地・水・専門員を紹介します

今年度から農地・水・専門員として小澤尚造氏が勤務しています。

小澤農地・水・専門員は昭和 48 年岩手県に入庁し、農業農村整備事業の調査計画をはじめ、かん排施設や農道、海岸堤防など県営工事の実施、災害復旧事業等の指導に携わってきており、平成 27 年 3 月末で県南広域振興局農村整備室を退職されました。

地域協議会では、県や市町村との調整を担っておりますので、よろしくお願いいたします。



5 6月1日から地域協議会の名称が変更となります

新名称は「**岩手県多面的機能支払推進協議会**」です。

業務内容は以下のとおり

- ①事業計画の認定にあたっての書類の審査
- ②制度説明会の開催や活動組織への指導助言（現地指導も含み）
- ③事業報告等の取りまとめの支援

【お問い合わせ先】岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会事務局
(岩手県土地改良事業団体連合会内)

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1

TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3260